

定期監査の結果

令和元年度財務（公営企業管理局分）

1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査員告示第1号）に準拠し実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象

公営企業管理局 10 機関

総務課、発電工水課、県立病院課

松山発電工水管理事務所、今治地区工業用水管理事務所、西条地区工業用水管理事務所

中央病院、今治病院、南宇和病院、新居浜病院

4 監査等の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

（1）財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか

（2）経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

5 監査等の実施内容

令和元年度財務に係る公営企業管理局の定期監査を10機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関（病院等）	7	0	7

6 監査等の結果

監査対象機関に対し監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を実施したところ、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものがあったので、令和2年8月4日付け公表第8号のとおり公表を行った。

なお、令和2年8月4日付け公表第8号以外の事項については、重要な点において適切に執行されていた。